公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正

六

五

資金管理団体の異動事項......

解散等に係る政治団体の名称等......

政治団体の異動事項......

政治団体の名称等......

選管告示

土地改良区定款変更の認可 ( 農村整備課 ) .......

Щ

人委規則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

土地改良事業施行協議に係る決定 (農村整備課)......

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課)

П

報

目

次

平成 21 年 10月13日 (火曜日)

ಕ್ಕ 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

山口県知事

=

井

関

成

の

### 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則 (健康増進課)...... 山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し ( 会計課 ) ....... める。 山口県規則第七十号 部を次のように改正する。 別表歯科技工士試験の成績の項中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改 この規則は、 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則 ( 平成十四年山口県規則第二十五号 ) 平成二十一年十月十三日 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

公布の日から施行する。

平成二十一年十月十三日

Ξ

山口県知事

井

関

成

山口県規則第七十一号

: =

四

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

న్త 歯科技工士法施行細則 (昭和五十八年山口県規則第二号)の一部を次のように改正す

付願」に改める。 第八条中「歯科技工士試験合格証明書交付願」を「歯科技工士国家試験合格証明書交

五 五 兀

五

に、「歯科技工士試験に」を「歯科技工士国家試験に」に改める。 原記第五号様式中「歯科技工士試験合格証書」を「歯科技工士国家試験合格証書」

書の」に、 証明書交付願」に、 別記第六号様式中「歯科技工士試験合格証明書交付願」を「歯科技工士国家試験合格 「歯科技工士試験合格証明書の」や「歯科技工士国家試験合格証明

合格した歯科技工士国家 試験 合格した歯科技工士試験 公布の日から施行する。 併 併 歯科技工士国家試験 歯科技工士試験

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、 土地

山口県知事

=

井

関

成

可 年 月 日

平成二、 認 Ó

### 山口県告示第三百九十四号

る告示 (昭和六十三年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する。 漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関す

平成二十一年十月十三日

山口県知事 \_ 井 関 成

|  | 中                              | ٦  |
|--|--------------------------------|--|
| 高泊加入区  | 厚狭加入区                          | 王司、王喜加入  |
| 泊、大字千崎、大字東高泊、大字高畑及び大字有帆の区山口県漁業協同組合の地区のうち山陽小野田市大字西高 | 区域・山口県漁業協同組合の地区のうち山陽小野田市大字郡の・・ | 目、松屋本町一丁目及び松屋上町三丁目の区域目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王喜字津井一丁目、王司本町二丁目、王司本町四丁目、王司本町四丁山口県漁業協同組合の地区のうち下関市王司本町一丁 |
|  | を                              |  |

ಕ್ಕ

### 山口県告示第三百九十六号

六十六号)の 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示 (昭和四十一年山口県告示第四百 一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 井 関

成

の表中

| ¬              |                             |             |
|----------------|-----------------------------|-------------|
| 会家用自動車協        | 会 会 自家用自動車協 自家用自動車協         | 阿武萩森林組合     |
| 五番五八号丁目        | 五番五八号山口市葵一丁目                | 三〇七の一 大字福井下 |
| 会防府支部自家用自動車協   | 会防府支部<br>自家用自動車協<br>社団法人山口県 | 阿武萩森林組合     |
| 一七号<br>防府市寿町四番 | 一七号防府市寿町四番                  | 三〇七の一 大字福井下 |
| 平<br>"成二<br>"、 | 平四成二                        | 昭和六一〇       |
| に<br>改<br>め    | ∟<br>₹                      | Ē           |

山口県告示第三百九十五号

に改め

を

泊王加喜、

入 区厚狭、

高

規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。 山口県収入証紙取扱規則 (昭和三十九年山口県規則第六十号) 第八条第一項第四号の

平成二十一年十月十三日

山口県知事

井

関

成

| 七萩の市大田          | 住            | 売     |
|-----------------|--------------|-------|
| 子福井             |              | IJ    |
| 下三〇             | 所            | ċ     |
| 阿               | Æ            | ば     |
| 武萩森             | 氏名又          | ਣੇ    |
| 林組合             | 又は名称         | 人     |
| 阿武萩森林組合         | ていた売りさばき所    | 正の取り  |
| 七萩の市            | F            | fi    |
|                 | ₫            | Ē     |
| = 0             | 버            | 也     |
| 一平<br>〇成<br>三一、 | 消り 年の 月月 日 耳 | 売りさばき |

域

高畑及び大字有帆の区域田市大字郡、大字西高泊、大字千崎、大字東高泊、大字田市大字郡、大字西高泊、大字千崎、大字東高泊、大字田、松屋本町一丁目及び松屋上町三丁目並びに山陽小野山口県漁業協同組合の地区のうち下関市王喜宇津井一丁

に改める。

下関市から意見を聴きました。

# (|||||) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 次の

> 所在地 名称

下関市秋根西町二丁目六番一号

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

商工課において公衆の縦覧に供します。 から平成二十二年二月十五日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年十月十三日 山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部

平成二十一年十月十三日

山口県知事 =井 関

大規模小売店舗の名称及び所在地

岩国市室の木町一丁目五三六の フレスタ室の木店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社フレスタ 広島市西区横川町三丁目二番三六号 所 宗兼

Ξ 変更に係る事項

П

駐車場の自動車の出入口の位置

兀 届出年月日

平成二十一年九月三十日

Щ

五 変更年月日

平成二十一年十月三十一日

(三二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十一年五月二十九日山口県公告 (一八六) に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十一年十月十三日から同年十一月十三日までの間、山口県商工労

成

(三二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 二十一年六月二日山口県公告 (一八八) に係る大規模小売店舗について次のとおり下関 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、 平成

当該意見は、平成二十一年十月十三日から同年十一月十三日までの間、 山口県商工労

働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月十三日

代表者の氏名

邦生

山口県知事

井

関

成

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ宮田町店

所在地 下関市宮田町一丁目八の

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

(三二五) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

供します。 であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項 十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、 の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に 次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九

平成二十一年十月十三日

山口県知事 = 井 関 成 平成二十一年十月十三日

大規模小売店舗の名称及び所在地

トミー ズタウン新下関

関 成

山口県知事 井

Ξ

П

平成二十一年十月十三日

묵

萩市

市町名

事業の内容

須佐地区 施行地区

かんがい排水 事業の種類

縦覧の期間 平成二十一年十月十四日から同年十一月二日まで

縦覧の場所 口県農林水産部農村整備課

Щ

Ξ



職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

П 県 人 事 委 員 会

Щ

### 山口県人事委員会規則第二十三号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 職員の退職手当の支給に関する規則 (昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号) ത

十一条第一項第二号又は第三号」を「第二条の二第一項第二号又は第三号」 第二条の二第一号中「第七条の四第六項」を「第八条第四項」に改める。 第二条第一項中「第二条の三」 を「第二条の四」に改め、 同条第二項第三号八中「 に改める。

第二条の八を削る

Щ

第二十六条を次のように改める

( 意見の聴取の手続

第二十六条 条例第十四条第三項及び第十五条第四項(条例第十六条第二項及び第十七 ては、 条第七項において準用する場合を含む。)の規定により行う意見の聴取の手続につい るものとする。 の場合において、 山口県聴聞手続規則 同規則中「知事等」とあるのは、 (平成六年山口県規則第七十一号)の規定の例による。こ 「退職手当管理機関」と読み替え

別記第八号様式の表中 ③退職時に支給された 退職手当

を 退職時に支払われた ①3一般の退職手当等の 額

に改め、 同

様式の裏の所属長の記載心得2中「協羈此母母諮された一衆の協羈出此」 を「炭螺珠に

> 三」に改め、 般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその あつてはその額を、 支払つた一般の退職手当等」以、「予告を受けない退職者の退職手当を支給された者に 同様式の別紙中 一般の退職手当を支給されなかつた者にあつてはその理由」や「一

3 ) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職 □ 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 退職勧奨 を

2 ) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職 懲戒免職等処分 に

<u>(</u>5 ) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職 ) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 ) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分

> 改 め

6 退職勧奨

る

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。



## 山口県選挙管理委員会告示第九十三号

あった政治団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十一年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕 П

平成21、 9、

編 年月日 日

平成二十一年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長

上

符

正

顕

## 山口県選挙管理委員会告示第九十四号

霧田

忠夫

唐井

n

宇部市寿町2丁目8番6号

œ

31

植松みつお後援会

中川美賀子

佐藤

伸彦

下関市大字田倉702

平成<sup>21</sup>、 **9**、10 政治団体の名称

代表者の 氏

会計責任 者の氏名

主たる事務所の所在地

解 年月日

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が

平成二十一年十月十三日

(定期)

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

山代幸男後援会

小林

原思

山代美代子

| 山陽小野田市大字有帆1356の2

=

=

藤田忠夫後援会

마 公

東英

=

=

| 渡辺純忠後援会       | 21世紀の田口を慰厄りの悟下の女     | 21 <b>#</b>               | 西嶋裕作後援会           |         | 青山会たかむら勉君を育てる会 |                                       | 民主党山口                 | 政        |               |
|---------------|----------------------|---------------------------|-------------------|---------|----------------|---------------------------------------|-----------------------|----------|---------------|
| 多忠            | E                    | <u>-</u>                  | <b></b>           |         | の触             | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |                       | à        | ۴             |
| 於             | E A                  | ]<br>  <del> </del><br> } | X<br>Z            | ii<br>} | おき             |                                       | ]県第 1                 | <u> </u> | 1             |
|               | 9                    | -<br>                     |                   |         | 78             |                                       | 区総支部                  | ₹        | ¥             |
|               | 0<br>計               | N<br>**                   |                   |         | AIV.           |                                       | 사<br>먥                | 8        | •             |
|               | S<br>N               | )<br>}                    |                   |         |                |                                       |                       | ц        | ð             |
|               |                      |                           |                   |         |                |                                       |                       | 3        | ‡             |
| "             | 事務所                  | 会計責任者                     | 事務所               | 会計責任者   | "              | "                                     | 事務所                   |          | <b>≇</b><br>₩ |
| # 線町5<br>番11号 | 山口市中央 5<br>丁目 8 番12号 | 黎原 良亨                     | 山口市中央5<br>丁目8番12号 | 桑原 良亨   | " "            | " "                                   | 防府市平和町<br>16番15号      | 新        | 異動            |
| "中河原<br>町4番5号 | 山口市楠木町<br>1番38号      | 出業田田                      | 山口市楠木町 1番38号      | 口羽素臣    | " "            | " "                                   | 防府市天神 1<br>丁目 6 番 7 号 | 亩        | 区俗            |
| " 25          | " "                  | *                         | " 16              | =       | " "            | " "                                   | 平成21、<br><b>9</b> 、25 | (年月日)    | 編記<br>地3      |

Щ

## 山口県選挙管理委員会告示第九十六号

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十一年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

| 西嶋                       | 声<br>( <b>10</b> )                             | 質の関係を<br>は国種果<br>の<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に |    |
|--------------------------|--|---|----|
| 裕作                       | 勉  | 原出氏のを名  |    |
| 山口県議会<br>議員              | 衆議院議員  | 公職の種類   |    |
| 21世紀の山口を創造す<br>る裕作の会     | 青山会  | 資金管理団体の名称   |    |
| "                        | 事務所  | 異動事項  |    |
| 山口市中央<br>5 丁目 8 番<br>12号 | 防府市平和<br>町16番15号                               | 黹   | 異動 |
| 山口市楠木<br>町 1 番38号        | 防府市天神<br>1 丁目 6 番<br>7 号                       | П   | 内容 |
| "<br>" 16                | 平成 <sup>21</sup> 、<br><b>9</b> 、 <sup>25</sup> | 年 月 日出  |    |

# 山口県選挙管理委員会告示第九十五号

| があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。| 平| 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出

## 山口県選挙管理委員会告示第九十七号

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十一年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

新椋野三丁目」を加え

事庁

県

公 安

委 員 숲 霧田

忠夫

| 平成21、

 $\infty$ 23 存